# 令和2年度 地域包括支援センター職員の配置について

### 1 地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センターの職員配置については、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定めている。

#### 国が定める基準

#### (介護保険法施行規則第140条の66第1項)

地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者(高齢者人口)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人(これらに準ずる者を含む)とする。

## 市が定める独自基準

(仙台市介護保険条例第2条の19第2項)

地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者(高齢者人口)の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとに国が定める基準に掲げる者(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む))又は介護支援専門員のうちから1人とする。

### 2 令和2年度に増員となる地域包括支援センター

令和2年4月1日における圏域内の高齢者人口推計値<sup>(※)</sup>が、おおむね6,000人に達すると見込まれる西中田地域包括支援センターについて、職員体制を3人体制から4人体制とする。

西中田圏域内推計人口 5,963人(令和元年10月1日時点高齢者推計人口5,908人)

※平成31年4月1日時点の年齢別人口に生存率を乗じて、独自に算定した推計人口の値